

# ～～～佐野市高齢者ふれあいサロン事業～～～

高齢者の生きがいと健康づくり及び閉じこもり解消のため、誰もが気軽に立て寄れる『お茶のみ場』を身近な町内の公民館等で開設しています。

- 老人クラブ、地区社会福祉協議会、住民参加型非営利組織等に開設を委託
- 実施日は月2日以上、実施時間はおおむね3時間
- 利用対象者は、市内に居住する60歳以上の日常生活において自立している方(送迎なし)
- 事業の内容
  - ・教養・娯楽に関する事業
  - ・交流・レクリエーションに関する事業
  - ・スポーツに関する事業
  - ・保健予防に関する事業 など
- 利用料—無料(ただし、食事等に係る実費は利用者が負担)

## ふれあいサロン実績

年度	開設箇所 (か所)	開催回数 (回)	参加延人数 (人)
H20	82	4,053	58,415
H21	89	3,910	63,485
H22	94	4,670	63,173
H23	97	4,814	68,699



## 佐野市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱

平成17年2月28日

告示第73号

(目的)

**第1条** この告示は、高齢者が地域の中で生き生きとした生活ができるよう、高齢者と地域住民とが、生きがい・健康づくり及び社会参加を共に促進することにより、高齢者の孤立感や不安感の解消を図り、もって明るい長寿社会の実現を目的とする。

(実施場所)

**第2条** 高齢者ふれあいサロン事業(以下「事業」という。)の実施場所は、事業実施に適切と認められる公民館又は民家等とする。

(実施日等)

**第3条** 事業の実施日は、原則月2日以上とし、実施時間は、おおむね3時間とする。

(利用対象者)

**第4条** 事業の利用対象者は、市内に居住するおおむね60歳以上の日常生活において自立している者であって、事業利用の際に送迎を必要としないものとする。

(事業内容)

**第5条** 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 教養・娯楽に関する事業
- (2) 交流・レクリエーションに関する事業
- (3) スポーツに関する事業
- (4) 保健予防に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用手続)

**第6条** 事業を利用しようとする者は、高齢者ふれあいサロン利用者受付簿(別記様式)に氏名及び緊急時の連絡先を記入するものとする。

(利用の制限等)

**第7条** 市長は、事業を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を制限し、又は拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施上支障があるとき。

(利用料)

**第8条** 事業の利用料は、無料とする。ただし、食事等に係る実費は、利用者が負担するものとする。

(委託)

**第9条** 市長は、事業の運営を適切と認められる老人クラブ、地区社会福祉協議会及び住民参加型非営利組織等に委託することができる。

(その他)

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月28日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成17年度以後の事業について適用する。

(経過措置)

3 平成16年度に限り、合併前の佐野市の区域における事業については、合併前の佐野市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱(以下「合併前の要綱」という。)の例による。

4 合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

## 別記様式(第6条関係)

(表)  
高齢者ふれあいサロン利用者受付簿

運営主体				利用人数
会場				人
実施日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分			
実施内容				
利用者氏名	緊急連絡先			
1		町	番地	( )
2		町	番地	( )
3		町	番地	( )
4		町	番地	( )
5		町	番地	( )
6		町	番地	( )
7		町	番地	( )
8		町	番地	( )
9		町	番地	( )
10		町	番地	( )
11		町	番地	( )
12		町	番地	( )
13		町	番地	( )
14		町	番地	( )
15		町	番地	( )

(裏)

利 用 者 氏 名		緊 急 連 絡 先		
16		町	番地	( )
17		町	番地	( )
18		町	番地	( )
19		町	番地	( )
20		町	番地	( )
21		町	番地	( )
22		町	番地	( )
23		町	番地	( )
24		町	番地	( )
25		町	番地	( )
26		町	番地	( )
27		町	番地	( )
28		町	番地	( )
29		町	番地	( )
30		町	番地	( )
31		町	番地	( )
32		町	番地	( )
33		町	番地	( )
34		町	番地	( )
35		町	番地	( )
36		町	番地	( )
37		町	番地	( )
38		町	番地	( )
39		町	番地	( )
40		町	番地	( )

☆はじめてみませんか☆

# 高齢者ふれあいサロン

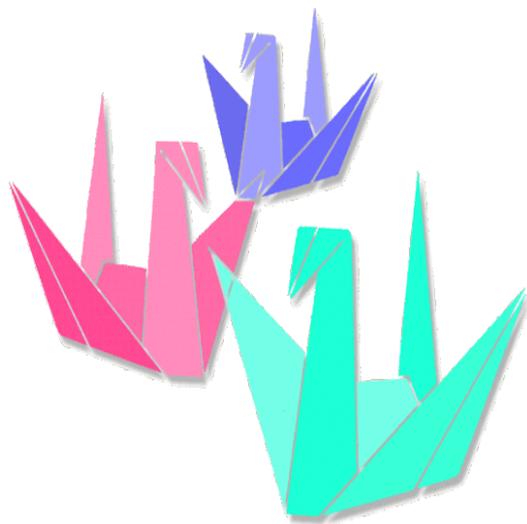
佐野市では「高齢者ふれあいサロン事業」を実施しています。

「ふれあいサロン」とは、町会の公民館などを利用した、高齢者なら誰でも気軽に立ち寄れるお茶飲み広場で、単位老人クラブや運営委員会等により運営されています。

それぞれのサロンでは、お茶会のほか、カラオケや、踊り、グラウンドゴルフ、輪投げ、交通安全の講習会、健康づくり体操、町会の子供達との交流会など、様々な行事が催されています。老人クラブの会員だけでなく、地域の高齢者皆様の健康づくりのため、ふれあいサロンを始めてみませんか。

※委託料は年額50,000円です。

詳しくは裏面をご覧ください。



お問い合わせ  
いきいき高齢課 高齢福祉係  
電話：20-3021  
担当：中 静

## 佐野市高齢者ふれあいサロン事業概要

項 目	内 容
事 業 名	佐野市高齢者ふれあいサロン事業
要 綱	佐野市高齢者ふれあいサロン事業実施要綱
実 施 主 体	佐 野 市
目 的	高齢者が地域の中で生き生きとした生活ができるよう、高齢者と地域住民とが、生きがい・健康づくり及び社会参加を共に促進することにより、高齢者の孤立感や不安感の解消を図り、もって明るい長寿社会の実現を目的とする。
実 施 内 容	お茶飲み話の他、教養・娯楽・交流・レクリエーション・スポーツ等を状況に合わせて実施する。
対 象 者	市内に居住する概ね60歳以上の方
実 施 回 数	原則月2回以上（1回3時間程度）
利 用 料	無 料（但し、食事等に係る実費は利用者負担）
会 場	町内の会所等を利用
委 託 先	<p>&lt;例1&gt; <u>単位老人クラブ</u>に委託。</p> <p>&lt;例2&gt; 単位老人クラブ員、民生委員、町会役員、福祉協力員、シルバー奉仕員及びボランティア等で構成する<u>運営委員会</u>に委託。</p>
委 託 料	<p>① 年額50,000円（月2回実施の場合は25,000円） ※但し、年度途中開始の場合は、月割及び回数割とする。</p> <p>②設備整備費として初年度のみ50,000円</p>

担当課：いきいき高齢課高齢福祉係      電 話：20-3021